

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種 ID の管理方針

令和 4 年 8 月 31 日 デジタル庁

(令和 4 年 7 月 7 日作成、令和 4 年 8 月 30 日改定)

1. 業務 ID

- 業務 ID は、標準化対象事務を、システム間で連携する単位に一意に定めることを目的に規定する。
- データ要件・連携要件の標準に係る適合確認の最小単位は、業務 ID の単位とする。
- 業務 ID は、表 1 のとおりとする（3桁の ID）。
- 業務の廃止（分割を含む。）をする場合には、当該業務の業務 ID は欠番とする。
- 業務を新たに追加する場合には、付与済みの業務 ID の末番の次の番号から順に、新たな業務 ID を付与する。

【表 1】

業務 ID	業務機能名
001	住民基本台帳
002	印鑑登録
003	戸籍
004	戸籍の附票
005	選挙（共通）
006	選挙人名簿管理
007	期日前・不在者投票管理
008	当日投票管理
009	在外選挙管理
010	個人住民税
011	法人住民税
012	固定資産税
013	軽自動車税
014	収納管理（税務システム）
015	滞納管理（税務システム）
016	地方税（共通）
017	学齢簿編製
018	就学援助
019	健康管理
020	児童扶養手当
021	生活保護
022	障害者福祉

023	介護保険
024	国民健康保険
025	後期高齢者医療
026	国民年金
027	児童手当
028	子ども・子育て支援
029	申請管理
030	庁内データ連携
031	住登外宛名番号管理
032	団体内統合宛名管理
033	職員認証
034	EUC
035	レセプト管理（生保）

2. 標準仕様書 ID

- 標準仕様書 ID は、標準化基準に基づき策定される標準仕様書を一意に定めることを目的に規定する。
- 標準仕様書 ID は、表 2 の標準仕様書コード（3桁の ID）及び標準仕様書のバージョンアップの回数を3桁の数値で表したもので構成する。

（例）

履歴 1 : 1.0 版 → 標準仕様書コード 3桁+001（住民基本台帳の場合、004001）

履歴 2 : 2.0 版 → 標準仕様書コード 3桁+002（住民基本台帳の場合、004002）

履歴 3 : 2.1 版 → 標準仕様書コード 3桁+003（住民基本台帳の場合、004003）

- 標準仕様書の廃止（分割を含む。）をする場合には、当該標準仕様書の標準仕様書コードは欠番とする。
- 標準仕様書を新たに追加する場合には、付与済みの標準仕様書コードの末番の次の番号から順に、新たな標準仕様書コードを付与する。

【表 2】

標準仕様書コード	標準仕様書名	標準仕様書で規定する業務 ID
001	地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書	—
002	地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書	029, 030, 031, 032, 033, 034
003	地方自治体の業務プロセス・情報シ	—

	システムの非機能要件の標準	
004	住民基本台帳	001
005	印鑑登録	002
006	戸籍	003
007	戸籍の附票	004
008	選挙人名簿管理	005, 006, 007, 008, 009
009	地方税	010, 011, 012, 013, 014, 015, 016
010	学齢簿編製	017
011	就学援助	018
012	健康管理	019
013	児童扶養手当	020
014	生活保護	021
015	障害者福祉	022
016	介護保険	023
017	国民健康保険	024
018	後期高齢者医療	025
019	国民年金	026
020	児童手当	027
021	子ども・子育て支援	028

3. 機能 ID

○ 機能 ID は、標準仕様書において規定している機能を一意に定めることを目的に規定する。

(1) 機能の単位

- 機能の単位は、原則、標準仕様書において「・・・こと」と記載されているものを1単位とする。
- ただし、「・・・こと」と記載されているが、複数の機能がある場合には、適切な適合性確認を行うことができるよう、分割・統合をして、1単位とする。

(例) 標準仕様書において次のとおり規定されている場合

2.1.1 ○○処理

Aを行うこと。

Bを行い、Cを行い、Dを行うこと。

→ 「○○処理」を1つの機能としない。

→ 「Aを行うこと」を1つの機能の単位とする。

→ 「Bを行い、Cを行うこと」については、

→ これらをまとめて1つの機能とした方が適合性確認を適切に行うことができるとき

は、「Bを行い、Cを行うこと」を1単位とする。

→ それぞれを1つの機能とした方が適合性確認を適切に行うことができるときは、「Bを行うこと」「Cを行うこと」を分割して、それぞれを1単位とする。

(2) IDの振り方

- 機能IDは、3桁の業務ID及び4桁の機能コードを合わせた、合計7桁のIDとする。
- 機能コードは、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。
- 一度、付与した機能IDは変更しない。
- 機能の削除（分割を含む。）をする場合には、当該機能の機能IDは欠番とする。
- 機能を新たに追加する場合には、付与済みの機能IDの末番の次の番号から順に、新たな機能IDを付与する。

4. 帳票ID

- 帳票IDは、帳票毎を一意に定めることを目的に規定する。
- 帳票IDは、3桁の業務ID及び4桁の帳票コードを合わせた、合計7桁のIDである。
- 帳票コードは、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。
- 一度、付与した帳票IDは変更しない。
- 帳票の削除（分割を含む。）をする場合には、当該帳票の帳票IDは欠番とする。
- 帳票を新たに追加する場合には、付与済みの帳票IDの末番の次の番号から順に、新たな帳票IDを付与する。

5. データ項目ID

- データ項目IDは、データ項目を一意に定めることを目的に規定する。
- データ項目IDは、3桁の業務ID及び5桁の項目コードを合わせた、合計8桁のIDである。
- 項目コードは、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。
- 一度、付与したデータ項目IDは変更しない。
- データ項目の削除（分割を含む。）をする場合には、当該データ項目のデータ項目IDは欠番とする。
- データ項目を新たに追加する場合には、付与済みのデータ項目IDの末番の次の番号から順に、新たなデータ項目IDを付与する。

6. 連携ID

- 連携IDは、機能別連携仕様において、連携機能を一意に定めることを目的に規定する。

- 連携 ID は、3桁の業務 ID 及び3桁の連携コードを合わせた、合計6桁の ID である。
- 連携コードは、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。
- 一度、付与した連携 ID は変更しない。
- 連携機能の削除（分割を含む。）をする場合には、当該連携機能の連携 ID は欠番とする。
- 連携機能を新たに追加する場合には、付与済みの連携 ID の末番の次の番号から順に、新たな連携 ID を付与する。

7. 独自施策 ID

- 独自施策 ID は、各地方公共団体において、独自施策システムを一意に定めることを目的に規定する。
- 地方公共団体は、独自施策 ID と独自施策システムの概要を、デジタル庁に届け出る。
- 独自施策 ID は、各地方公共団体が付番する3桁の ID であり、地方公共団体は、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。
- 一度、付与した独自施策 ID は変更しない。
- 独自施策システムを削除（分割を含む。）する場合には、当該独自施策システムの独自施策 ID は欠番とする。
- 独自施策システムを新たに追加する場合には、付与済みの独自施策 ID の末番の次の番号から順に、新たな独自施策 ID を付与する。

以上